

東予地域 AED セミナー運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、東予地域メディカルコントロール協議会（以下「東予協議会」という。）事業の一環として、AEDセミナーの計画立案及び実行を行うまでの、運営要領を定めるものとする。

(組織)

第2条 東予地域のAEDセミナー事業運営の推進を図るため、東予地域の医療機関及び消防機関の長が推薦する者をもって、組織する。

(運営委員)

第3条 東予地域AEDセミナー運営委員は、次のとおりとする。

- (1) 東予地域の医療機関及び消防機関の長が推薦し、東予協議会の会長が委嘱する。
- (2) 運営委員に、チーフ1名、サブチーフ若干名を置くものとする。
- (3) 東予地域AEDセミナー運営委員の任期は、医療機関及び消防機関の長から別段の意思表示がない限り、特に定めないものとする。

(事務局)

第4条 東予地域AEDセミナーの運営にあたり、必要資器材の整備に係る庶務及び費用等の会計事務は、東予協議会の事務局が行うものとする。

(年間計画)

第5条 東予地域AEDセミナーの年間事業計画は、東予協議会で決定する。

(事業内容)

第6条 東予地域AEDセミナーの日程、カリキュラム、募集及び人選等についての具体的な内容については、運営委員で協議決定する。

(事業報告)

第7条 東予地域AEDセミナーに関する事業報告は、事務局が東予協議会へ行うものとする。

(その他)

第8条 東予地域 A E D セミナーの運営上問題を生じた時は、その都度、運営委員で協議調整し、解決できない場合は、東予協議会で諮るものとする。

附 則

この要領は、平成18年 6月19日から施行する。